

鎌情・個審議第17号  
平成25年3月25日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 安富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条第2項第4号の規定に基づき、平成25年3月22日付鎌建指第1479号をもって諮問のありました事案につきましては、諮問の内容を適当なものと認め、ここに答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営が図られるよう、また条例の運用に当たっては、その個人情報の性質に鑑み、個人の権利利益を侵害することのないよう実施機関において十分な配慮を願います。

なお、事案の性質上、条例第9条第3項の規定による本人への通知は、省略することができるものと思料します。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	利用提供する記録の名称	利用提供する理由	利用提供先
32	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項による届出事務	発注者	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項による届出書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出情報を提供することにより、アスベストの飛散による市民への健康被害を防止するため。	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部環境保全担当課